

## 豊中市へ一時避難された方の水道料金及び下水道使用料の減免に関する要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、本市へ一時避難された方の水道料金及び下水道使用料（以下「料金等」という。）の減免措置に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(対象者)

**第2条** この要綱の対象となる者は、本市営住宅及び市が提供した施設等に一時避難として居住する者とする。（ただし、東北地方太平洋沖地震による被災者及び福島原子力発電所の事故の影響で豊中市へ一時避難された方の水道料金及び下水道使用料の減免に関する要綱の対象者は除く。）

(減免する内容)

**第3条** 料金等の減免については、前条に掲げる対象者が、日常生活で使用する水量について減免することができる。

2 前項に定める減免については、次の各号に定めるところによる。

- (1) 各戸検針・各戸収納を実施している住宅については、各戸メーターにより計量した水量で調定した料金等の全額
- (2) 前号以外の住宅及び施設については、各施設の前年度使用実績等と比較して、使用水量が超過している部分の料金等の全額

(減免対象期間)

**第4条** 料金等を減免する期間は、対象者が入居してから6か月間とする。ただし、第2条に掲げる者の生活事情等により管理者が必要と認める場合はこの限りでない。

(減免の申込み)

**第5条** 対象者が料金等の減免を受けようとするときは、管理者に申込書を提出しなければならない。ただし、管理者が必要と認める場合はこの限りでない。

(還付)

**第6条** この要綱の対象となる者が、既に料金等を納付している場合は、管理者はその料金等を還付することができる。

(実施の細目)

**第7条** この要綱に定めのない事項については、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年8月1日から実施する。